

令和6年第2回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和6年6月11日（火） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る
意見書の採択を求める請願書
議第57号 損害賠償の額を決定し和解することについて
議第58号 損害賠償の額を決定し和解することについて
議第59号 損害賠償の額を決定し和解することについて
議第60号 高規格救急自動車購入契約の締結について
- 4 出席委員（7名）

1番	魚 野 ル ミ 君	2番	尾 形 修 平 君
3番	鈴 木 いせ子 君	5番	菅 井 晋 一 君
5番	野 村 美佐子 君	8番	富 樫 雅 男 君
7番	高 田 晃 君		
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 委員外議員（1名）
川 村 敏 晴 君
- 8 オブザーバーとして出席した者（なし）
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
総 務 課 長	長谷部 俊 一 君
同 課 参 事	田 中 和 仁 君
同課総務管理室副参事	本 保 敦 志 君
財 政 課 長	榎 本 治 生 君
同 課 契 約 検 査 室 長	立 花 強 君
同 課 財 務 管 理 室 長	成 田 大 介 君
同 課 財 務 管 理 室 係 長	鈴 木 郁 君
同 課 財 務 管 理 室 係 長	小 田 貴 文 君
企 画 戦 略 課 長	山 田 美和子 君
同 課 企 画 政 策 室 長	忠 康 博 君
会 計 管 理 者	大 滝 豊 君
消 防 長	田 中 一 栄 君
消 防 本 部 総 務 課 長	遠 山 泰 紀 君
選 管 ・ 監 査 事 務 局 長	木 村 俊 彦 君
建 設 課 長	須 貝 民 雄 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
学 校 教 育 課 長	小 川 智 也 君
同 課 参 事	今 井 雅 仁 君
同 課 教 育 総 務 室 長	鈴 木 祐 輔 君

同課未来の学校創造室長
生涯学習課長
同課スポーツ推進室長
同課文化行政推進室長
村上教育事務所長
荒川支所長
神林支所長
朝日支所長
山北支所長

中山晴剛君
平山祐子君
佐藤克也君
吉井雅勇君
浅野宏君
平田智枝子君
瀬賀豪君
五十嵐忠幸君
大滝きくみ君

10 議会事務局職員

局長 内山治夫
次長 鈴木渉

(午前10時00分)

委員長(高田 晃君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、請願第1号について請願者の意見を聞くこととしたので、請願の審査において協議会を開催し、委員会再開後、審査日程どおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより請願者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(高田 晃君) 請願者代理人(新潟県教職員組合村上市岩船郡支部書記長 小柳 輝君)を入室させる。

日程第1

請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題とし、紹介議員(川村敏晴君)から補足説明を受けた後、請願者代理人(新潟県教職員組合村上市岩船郡支部書記長 小柳 輝君)から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

川村 敏晴

私、今回この請願の紹介議員を務めさせていただいております川村敏晴でございます。請願について、補足というより私からお願いというふうな格好になりますが、一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。この30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る意見書の採択の請願書でございますが、毎年同様に請願を続けられていることではございますが、やはり昨今の学校教育の環境等鑑みて、ぜひとも豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには教員の増員、そしてまた配置増などの定数の改革が必要となっていると、このように私も強く感じております。我が村上市においては、少子化の中でございますが、30人以下の学級が市内では多くある現状ではありますが、ただ今後の学校の統廃合を見据えて考えて、30人以下学級についても、皆さんの意見をしっかりと確定していただきたいなど、このように強く感じております。どうぞ所管総務文教常任委員会の皆様には、このような環境を踏まえて、この請願につきまして御理解を賜りますことを紹介議員としてお願いを申し上げ、補足説明とさせていただきます。よろしく御

審議をお願い申し上げます。

委員長（高田 晃君）暫時休憩を宣する。

（午前10時04分）

委員長（高田 晃君）委員会の再開を宣する。

（午前10時15分）

（審 査）

高田委員長 これから審査に入ります。初めに、自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第1号は、起立全員にて採択すべものと決定した。

事務 局長 ただいま採択すべきものと御決定いただきました請願につきましては、最終日に議員発議をしていただく運びとなります。つきましては、本市議会の様式にのっとり、成文化したものを準備いたしておりますので、お帰りの際に御署名のほうをお願いいたします。以上です。

委員長（高田 晃君）暫時休憩を宣する。

（午前10時15分）

委員長（高田 晃君）理事者を入室させる。

委員長（高田 晃君）再開を宣する。

（午前10時24分）

日 程 第 2	議第57号 損害賠償の額を決定し和解することについて及び議案第58号 損害賠償の額を決定し和解することについての2議案を一括議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。
---------	--

（説 明）

総務 課長 おはようございます。それでは、議第57号及び58号について御説明いたします。いずれも令和4年7月1日に堀片地内で発生しました水路転落事故に関するものであり、市道に設置している転落防止柵に被害者がもたれかかろうとしたところ、柵の一部が外れ、水路に転落し、負傷した事故に関するものであります。議第57号では、相手方に対し、治療費や交通費、慰謝料等として、過失割合に応じ283万8,496円を、また議第58号では高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、損害賠償の請求

権を取得した医療保険者である新潟県後期高齢者医療広域連合に対し、本市の過失割合に応じて345万2,502円を支払うことでそれぞれ相手方との示談の条件が整いましたので、地方自治法の規定により損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会の議決をお願いするものであります。以上でございます。

(一括質疑)

尾形 修平 これなかなかそれこそ容易でない案件だと思うのだけれども、このように相手方の過失割合40、村上市側が60という過失割合を見ると、私の見解ではやはり相手側のほうが過失割合余計なのではないかなというふうに感じたのだけれども、この過失割合の出し方についてちょっと説明願えればと思います。

総務 課長 こちらにつきましては、実例、それから判例等に基づいて提示をさせていただいて、合意に至ったというものでございます。

尾形 修平 判例って過去のそういうものを参考にとということだろうと思うけれども、基本的にここの柵自体は道路施設、河川施設の一部だというふうに思っているの、そこを言ってみて使用目的、本来の目的以外のことで相手方がそれこそもたれかかったというか、という事案なので、相手方の責のほうは私は余計あるのではないかなというふうに、一般の人の感情からいってもそう思うのだけれども、なかなかこの40、60に関しての割合が私は基本的に納得がいけないものだから質問させてもらったのだけれども、そのほかに追加で何かあればお願いします。

総務 課長 こちらの過失割合については、例えば60が唯一の正解という数字ではないと思っています。あくまで判例というのはぴたりくる判例ばかりがあるわけではありせんので、ただある程度の割合、60%を基準にしながらも、ある程度の割合は許容するという範囲内で交渉のほうをしてきたという経緯がございます。ただ、今回治療のほうも長期化しているというようなことがありましたので、保険会社のほうから紹介された弁護士さんが中に入って、そういった法律的なところ、判例等については精査をした上で決定しているということです、私どもとしては、これが適正な割合だというふうに認識してございます。

菅井 晋一 お尋ねしますが、市はこの損害賠償額を見ると、合わせて600万円ぐらいの支出が必要な、そのほかの経費もあるかどうかちょっと分からないですけれども、これについて例えば何か保険とかは入ってこないのでしょうか。

総務 課長 今回補正予算のほうで計上させていただいておりますが、町村会の賠償保険加入しておりますので、そちらのほうで全額補填されるというふうな取扱いになっております。全額でございます。全額というのは、あくまで市の過失割合で算定した賠償額という意味でございます。

菅井 晋一 57号のほうの和解の要旨で治療費であるのですけれども、これは医療に関わらないというか、医療給付とは別なものということですか。

総務 課長 今回被害者の方が、本会議初日にも話になりましたが、保険証を利用されております。今回この57号でいう治療費というのは、あくまで一部負担金として、窓口で一部負担という形で被害に遭った方がお支払われたものに対する治療費という意味でございまして、58号のほうにつきましては、後期高齢者医療が通常であれば9割医療負担ということで負担しているという形になっています。我々医療にかかるときに1回1回保険者が幾ら払っているという意識はないかもしれませんが、医療保険者が負担している9割、これに対する6割ということで、58号では医療保険者であ

る広域連合への負担というか、賠償という形になっております。

富樫 雅男 1つ教えてください。転落防止柵が不全であったためと書いていますけれども、その後どういうふうな手直しというかをされたのでしょうか。

建設 課長 こちらのほうなのですが、まず事故が発生して、翌7月2日から7月6日の間で緊急の点検を実施をさせていただきました。そして、この箇所につきましては、当日発生後すぐにまず応急対応ということで転落防止柵の点検と柵の応急固定、そしてコーンバーで危険表示をいたしました。その後本修繕ということで、7月12日に契約をしまして、転落防止柵のビームの補強と緩み止めナット付ボルトナットに交換、それを行ったところであります。

尾形 修平 せっかく建設課長が来られているのが分からなかったもので、質問しなかったのだけれども、こういう施設、さっきも言ったけれども、目的外でしょう、今回の事故というのは。そうすると、柵をして、ここに例えば今回の事故の事例を見て、今後例えばですよ、柵にもたれかからないでください、何々しないでくださいというのを例えば表示してあったとして、仮に事故が起こった場合だと過失割合というのは変わりますか、総務課長。

総務 課長 個別の話になりますし、その状況にもよりますので、数字が実際変わるかというのは何とも言えないのですが、やはり一般の方に分かるように表示することによって、市の過失割合というのは下がる余地はあるというふうに思っています。

尾形 修平 これだけ広い市域の村上市の中で全ての施設をそういうふうにとというのはなかなかできないかもしれないけれども、今回のこの事故、市民の方でも知らない方いっぱいいますよ、実際の話。ですから、そういうのも今後啓発していくような努力は私は必要なのかなと思うのだけれども、その辺総務課長、いかがですか。

総務 課長 施設大変広く、また数が非常に多いという、まず前提条件がございますので、必要に応じてといいますか、やはり普通に考えてそういった使用の方法はしないという常識のものであればそこまでの必要はないのかもしれませんが、少し分かりにくいものについては、可能な範囲でそういった取組は必要ではないかというふうに思っておりますので、各所管になりますが、検討する余地はあるというふうに思っております。

(議第57号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第57号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、始めに議第57号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第57号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第58号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第58号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第58号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第58号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第59号 損害賠償の額を決定し和解することについてを議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 それでは、議第59号になりますが、こちらにつきましては、令和6年1月5日に確認されました八日市地内、村上市立岩船中学校の桜の木の根が隣接する駐車場まで成長し、舗装を破損させたものであります。本件は、施設管理上の瑕疵により発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、施設管理者である村上市がその責めを負うこととして、舗装修繕費用66万円を支払うこととしてこのたび示談の条件が整いましたので、地方自治法の規定により損害賠償の額を決定し、和解することについて議決をお願いするものでございます。以上でございます。

（質 疑）

尾形 修平 これも事故発生っていつでも、これ事故っていつでも事故ではないでしょう、これ。実際一朝一夕でこのような事案になったというのは考えられないので、それまでの間、言ってみたら放置しておいたということにほかならないと思うのだけれども、こういうのは教育長なのか学校教育課長になるのか、施設の管理する中で往々にしてあることだと私は思うのだけれども、その辺いかがでしょう。

教 育 長 おっしゃるとおりですけれども、例えば枝が長く伸びているとか、葉が道路に落ちるとか、そういう目に見えるものは分かるのですけれども、土の根っこの部分はやはり盛り上がってくるまで、なかなか被害を及ぼすまで分からないのが現状ですので、そこのところはちょっと致し方なかったように思います。申し訳ありません。

尾形 修平 これ今回学校施設だけだけれども、例えば今建設課長来られているけれども、道路のやつだって同じですよ。街路樹の根っこが上がってきて、構造物を壊しているというのが市内各所で見られるわけでしょう。これは公共のものだからいいけれども、そういうのを今教育長の答弁みたいになかなか地中のものだから分からないって言っているのであれば、逆にその木自体が要らないのではないかという話になってしまうので、その辺施設の管理する側としても容易でないかもしれないけれども、これ本当に全ての課、今の事案だけではなくて、全ての課に通ずることだと思うので、その辺これだけの金額の補償をしなければならないのだから、考えていただければと思いますけれども、副市長、いかがです。

副 市 長 こういった類いの問題については、まず設置の段階で、例えば複数年後どういう影響が出るのか、こういったものも十分検討、考慮した上で、やはり樹木をまず植樹する必要があるかなというふうに思っておりますので、もう設計の段階からしっかりと対応していきたいなというふうに考えております。

野村美佐子 今の質問に関連しますけれども、やはり家を建てるときでも桜とか、松とか、ヒノキ、クスノキなど、根が張るというものは最低でも3メートル以上家やそういうものから離して植えるようにするとかということもあって、例えば今言ったような根が張る樹木に対して、こういう事例があったので、各施設点検をして、怪しいもの

は注意するとか、ないしは撤去できるものだったら撤去する、切ってしまうのがいいのかどうか分かりませんが、その辺の判断をするようにみたいな、この事例を生かした教訓としての指示みたいなのはされているのでしょうか。

総務 課長 今ほどの御意見ごもっともなお話だというふうに思っております。今回学校ということで、一旦は小・中学校のほうで点検を行っております。その結果、ほかに同様の事例はなかったというふうに私も聞いております。また、村上市所有の各施設ございますので、そういったところに、今回この議案がちょうど上がって、議決をいただくことになろうかと思っておりますので、そういったことも踏まえて、再度こういった事例があったのでということを知りたいというふうに思います。以上です。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第59号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 4 議第60号 高規格救急自動車購入契約の締結についてを議題とし、担当課長（消防長 田中一栄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

消 防 長 おはようございます。議第60号は、高規格救急自動車の購入契約の締結についてお願いするものでございます。今年度購入を予定している高規格救急車は、消防署関川分署に配備している初年度登録平成23年の高規格救急車で、村上消防本部車両更新基準に基づき更新するものでございます。契約業者は、新潟トヨタ自動車株式会社、契約金額1,991万円で仮契約を締結したものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(質 疑)

尾形 修平 今消防長がおっしゃられた、市の基準に基づいてということですが、その基準内容について、もうちょっと詳しく教えてもらえますか。

消 防 長 この車両更新計画につきましては、消防署で消防長が定めたものとなっております。内容といたしましては、消防車両の中でもはしご車、これは25年と決めてございます。あとポンプ車は20年、あと救急車にありましては、10年かつ15万キロ以上のものを更新としてございます。以上です。

尾形 修平 今の関川の事例を挙げると、23年で約13年たっているということでしょうけれども、ちなみに13年で走行距離というのはどのぐらい伸びるものですか。

消 防 長 今関川の救急車は13年経過いたしまして、走行距離が15万9,400キロとなっております。ちなみに、消防署の分署内でもたまに入替え等もございますので、まず今の関川の救急車に関しましては、13年経過して15万9,400キロとなっております。以上です。

尾形 修平 これほかの分署にも配置されているのもほぼほぼ同じぐらいの稼働というか、走行

距離になっていますか。

消 防 長 やっぱり本署、荒川分署、そこに配備されている救急車の距離が一番多いです。件数も一番多いということです。

野村美佐子 随意契約になっているのですけれども、たしかいろんな、例えば4輪駆動で、寒冷地仕様でというのの対応できるのは1者しかなかったようなお話の説明を受けた気がするのですが、そのとおりでしょうか。ほかの会社では対応できないということで1者の随意契約になったのでしょうか。

消 防 長 この件の契約につきましては、本来であれば競争入札という形で県内のほうに案内出しまして、実際トヨタさんと新潟日産さんですか、が案は出してくれたのですが、日産さんが納期が間に合わないということを理由に急に辞退いたしまして、トヨタさん1社になりました。以上です。

菅井 晋一 私もそのことがちょっと気になっていたのですけれども、そうすると予定価格とか、そういうのはどうやって決めるのですか。

消 防 長 日産とトヨタのほうから初めの設計の見積りみたいなのが来まして、競争入札ということでその金額をまず加味して今回は予定価格にしたものでございます。以上です。

(自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第60号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上のとおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（高田 晃君）閉会を宣する。
(午前10時47分)